

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）による失業等給付の返還命令処分及び支給停止処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社を離職した。さらに、同月○日、C所在のD会社に入社し、同年○月○日、同社を離職した。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を受け、平成○年○月○日の認定日に、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの失業認定を受け、基本手当○日分○円を受給した。そして、同年○月○日の認定日に同年○月○日から同年○月○日までの失業認定を受け、基本手当○日分○円を受給した。
- 3 安定所長は、平成○年○月○日付けE公共職業安定所雇用保険得喪課長事務連絡により、請求人がF会社（以下「会社」という。）において就労しているとの情報提供を受けたため、請求人から事情を聴取したところ、請求人は、平成○年○月○日から同年○月○日まで同社で就労していたことを認めた。このため、安定所長は、平成○年○月○日付けで基本手当○日分○円の返還命令処分及び失業等給付の支給停止処分（以下併せて「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求を行ったが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服とし、会社において就労した日以外の基本手当返還命令処分及び支給停止処分は不当であると主張して、本件処分の取

消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 返還命令処分について

ア 請求人は、平成○年○月○日付け雇用保険受給に関する申告書において、会社に同年○月○日に入社し、当該申告書を記入した当日もアルバイトとして働いていたにもかかわらず、離職してからアルバイト等も含めて働いたことがない旨申告している。

この点、請求人は、同申告書を記載したときの状況はよく覚えていないと申述する一方、流れ作業のような対応の中で、障害を有しているためによく理解できないまま記入したのであるから、法第10条の4第1項に定める「偽りその他不正の行為」の意図はない旨主張する。

しかしながら、同申告書は、安定所において離職票等を提出する受付箱に入れた後、安定所の職員から窓口で説明を受けるまでの順番待ちの間に座席で各自記入するものであり、流れ作業の中で速やかに記入をするよう迫られる状況は想定し得ないことから、請求人の主張は採用できない。

また、①同申告書の就労状況項目は、他の質問項目のように左右どちらかの選択肢から選ぶのではなく、縦に並んだ3つの選択肢から該当するものを選ばなければならないことから、一定の注意を要すること、②同申告書の記

入後に、安定所の職員と一対一で確認する機会が設けられていたこと、③同申告書を記入した当日も会社で就労していたことを考慮すれば、請求人には事実と異なる申告をしているとの認識があったものと判断せざるを得ない。

イ 次に、請求人は、平成○年○月○日付けで提出した失業認定申告書においても、平成○年○月○日から同年○月○日まで会社でアルバイトとして働いていたにもかかわらず、同年○月○日から平成○年○月○日まで就労していない旨申告している。

この点、請求人は、よく理解できなかったが、深く考えずに安定所の職員に促されるままに記入した旨主張する。

しかしながら、同申告書は認定日に先立って事前に配布されるものであり、安定所の職員から促されるままに記入するという状況は想定し得ないことから、請求人の主張は採用できない。

また、①失業認定申告書の求職活動に関する項目について活動実績を記載することができるほどの理解力があれば、就労状況に関する項目についても理解できると解されること、②同申告書には、アルバイト等をした場合は必ず申告するように朱書きで印字されており、一定の注意を喚起していること、③同申告書の就労状況に関する申告項目は、単純な選択肢方式の回答をするものではなく、同所の記載事項を読み、これを十分に理解した上で回答することを求められていることに照らし、請求人には事実と異なる申告をしている認識があったものと判断せざるを得ない。

(2) 支給停止処分について

ア 請求人は、安定所長が平成○年○月○日付けでした法第34条第1項に基づく支給停止処分について、障害を有しており、同項ただし書の「やむを得ない理由がある場合」に当たるので、同処分は不当である旨主張する。

イ この点、雇用保険制度は、真に失業状態にある者に対して給付を行う制度であり、失業状態にあるか否かについては適正な申告に支えられているのであるから、同項ただし書の「やむを得ない理由がある場合」とは、宥恕に足りる特段の事情がある場合に限られるべきものである。

ウ 本件についてこれをみると、①事実と異なる申告は○日間に及んでおり、軽微とはいえないこと、②不正に受給した基本手当を自主的に返納しておらず、反省の情が認められないこと、③社会通念上やむを得ない支出の必要に

迫られているなどの状況にはないこと等を総合的に考慮すれば、同項ただし書の「やむを得ない理由がある場合」に当たるとはいえず、請求人の主張は採用できない。

3 結 論

以上のとおり、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。